

下松市子ども・子育て支援事業計画

くだまつ星の子プラン

(平成27年度～平成31年度)

ダイジェスト版



安心 優しさ 支えあい



子育て三つ星シティ くだまつ

平成27年3月

下松市



子ども・子育て支援新制度(平成27年4月スタート!)

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。幼児教育・保育施設等へ市から給付をおこない、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

1. 「認定こども園」の普及
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らす
3. 子育て支援の量の拡充や質の向上
4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援



子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

地域型保育給付

- 小規模保育
⇒定員は6人以上19人以下
- 家庭的保育
⇒保育者の居宅等において保育を行う
定員5人以下
- 居宅訪問型保育
⇒子ども居宅等において保育を行う
- 事業所内保育
⇒事業所内の施設等において保育を行う



児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
⇒新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
⇒小学6年生まで対象児童を拡大して保育を行う
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



計画の概要

計画の目的

これまで以上に安心して子どもを生き育てられる環境を整備していくためには、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」、「保育の量的拡大」を図る必要があります。

本計画は、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、子育て環境を取り巻く様々なサービスの適切な確保を図ることを目的として策定するものです。

計画の期間

子ども・子育て支援法では、平成27年度を初年度とする5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
次世代育成支援対策行動計画（後期計画）					子ども・子育て支援事業計画				

計画の対象

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、（妊娠中～18歳未満の）すべての子どもとその保護者の家庭等を対象としています。

地域住民、地域企業、行政など子どもを取り巻くすべての主体が協働し、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。

計画の基本理念

安心☆優しさ☆支えあい☆
 子育て三つ星シティ くだまつ

上記の基本理念の実現を目指し、次の3項目を目標として施策を実施していきます。

- ① ライフステージに合わせた切れ目のない支援による、安心のしくみづくり
- ② 優しい気持ちで「親育ち・子育て」ができるまちづくり
- ③ 地域社会全体で子育てを支えあう環境づくり



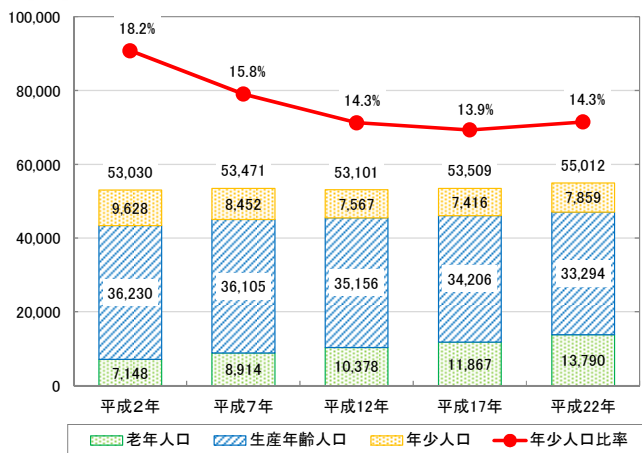
下松市の現状

統計からみる現状

本市の人口は微増傾向で推移していますが、平成12年までは年少人口比率が減少しており、その後横ばいとなっています。老年人口は大きく増加を続けています。

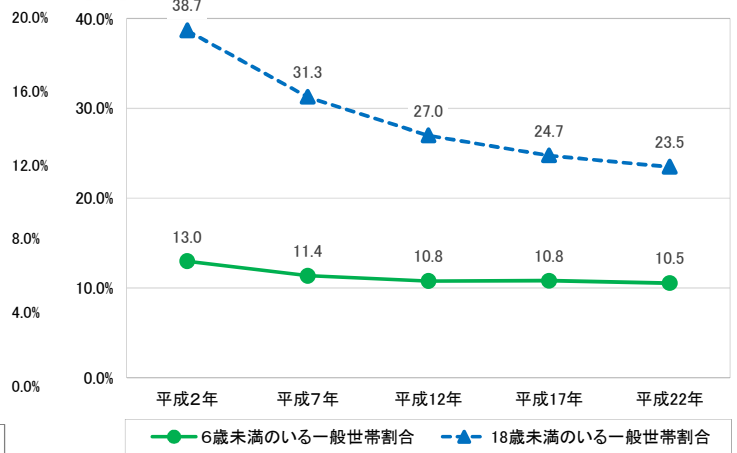
世帯構成をみると、6歳未満のいる一般世帯割合は平成12年以降ほぼ横ばいですが、18歳未満のいる一般世帯割合は比較的大きく減少を続けています。

★ 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査

★ 世帯構成の推移



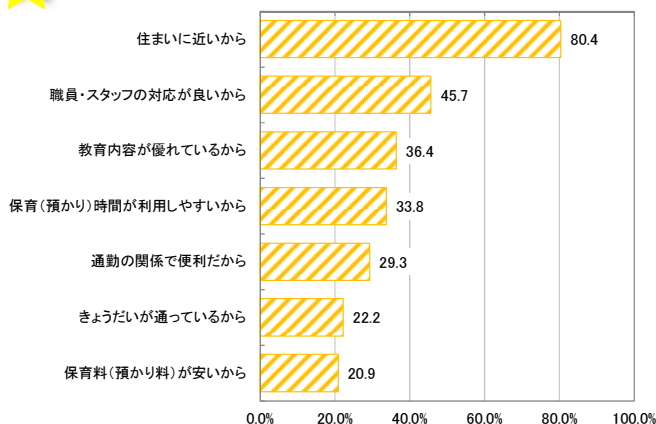
資料：国勢調査

アンケートからみる状況

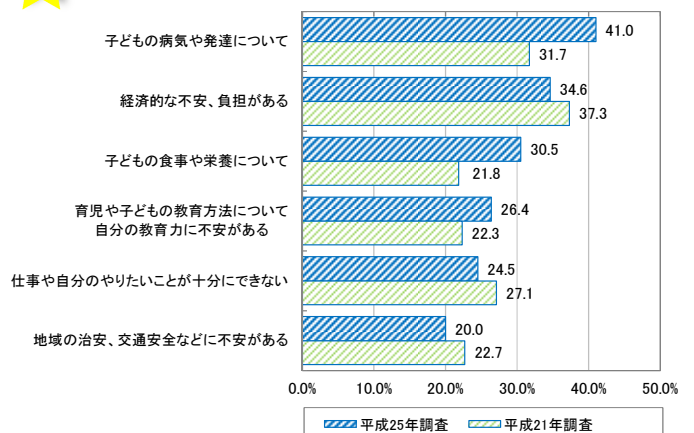
アンケートによると、幼稚園や保育園を選択する際には“住まいへの近さ”が理由となることがほとんどですが、“職員・スタッフの対応”や“教育内容”で選ぶことも多くなっています。

前回（平成21年）調査時と比べて、“子どもの病気や発達”、“子どもの食事や栄養”について不安や負担を感じる割合が高くなっています。

★ 教育・保育事業の選択理由



★ 子育てへの不安・負担（前回調査比較）





基本施策と展開

基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発

- 1 子育てに関する社会全体の意識喚起
…「啓発活動」、「啓発事業の開催」、「啓発活動への支援」
- 2 家庭における子育て意識の高揚
…「親の学習機会の拡充」、「子育てに関する男女共同参画意識の醸成」、「親としての自覚向上への支援」
- 3 次代の親の育成
…「保育・福祉等の体験事業への支援」、「ジュニアボランティア養成事業の実施」、「子どもセンター事業の展開」、「公民館子ども教室の強化」、「子どもたちのふるさとづくりの醸成」

基本施策2 母子保健施策の充実

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
…「母子健康手帳交付時の保健指導」、「妊婦一般健康診査」、「妊婦歯科健康診査」、「不妊治療費助成」、「母親学級・両親学級」、「赤ちゃんランド」、「保健師による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問」 など
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
…「学校保健や関係機関と地域保健の連携」、「子どもの発達段階に応じた食育の推進」、「がん予防、喫煙防止についての健康教育の実施」
- 3 子どもが健やかに育つための地域づくり
…「母親学級・両親学級」、「育児サークルの育成」、「育児相談」、「保健推進員による、子育ての集い」 など
- 4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
…「ことばの相談」、「元気っ子教室」、「年中児すくすく子育て相談会」 など
- 5 妊娠期からの児童虐待防止対策
…「乳幼児健康診査」、「保健推進員による、妊婦・乳幼児家庭訪問」 など

基本施策3 行政による子育て支援

- 1 子育て情報の提供・子育て相談の強化
…「子育て情報の提供」、「子育て情報誌の作成」、「子育て情報カードの配布」、「相談事業の強化」、「利用者支援事業の実施」
- 2 経済的支援の充実
…「就学援助費の充実」、「保育料の負担軽減」、「幼稚園就園費の負担軽減」、「幼稚園の運営費等の負担軽減」、「乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃の継続」、「子ども医療費助成制度」、「福祉医療費助成制度の一部負担金の市費負担」 など
- 3 関係機関の連携強化
…「子育てに関する庁内間の連携強化」、「民生児童委員、主任児童委員の活動強化」、「青少年育成協議会の活動強化」

基本施策4 地域による子育て支援

- 1 各種団体による地域活動の充実・支援
…「子ども会等青少年団体への支援」、「自治会、老人クラブ等地域団体との連携強化」、「ふれあいサロンの設置」
- 2 子育てサークルなどのネットワーク化
…「子育てサークルへの支援」、「子育てサークルの連携強化」



基本施策5 子育てと仕事の両立支援

- 1 多様な保育ニーズへの対応
…「特別保育の充実」、「保育士等の職員研修の充実」、「病児・病後児保育の充実」、「ファミリーサポートセンターの利用促進」
- 2 子育て支援施設の機能強化
…「保育園の新設」、「市立保育園の民営化」、「幼稚園の認定こども園への移行」、「小規模保育事業等の推進」、「施設の整備・充実」、「保育園の適正な定員の確保」、「地域子育て支援センターの機能強化」、「児童館活動の充実」 など
- 3 放課後児童クラブ（児童の家）の充実
…「放課後児童クラブ（児童の家）活動の充実」、「放課後児童クラブ（児童の家）の整備」、「放課後子ども総合プランの推進」
- 4 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
…「ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発」、「女性の再就職のための支援」、「継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ」、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」 など

基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備

- 1 良質な生活環境の整備
…「安全な道路交通環境の整備」、「児童遊園等の弾力的な活用」、「体験型農業公園の整備」、「児童遊園・都市計画公園の整備」、「子どもや子育て家庭に配慮したまちづくり」
- 2 学校等の教育環境の整備
…「「生きる力」を育む教育の充実」、「地域に開かれた学校づくりの推進」、「校庭の開放等による子どもの健全な遊び場の提供」、「読書活動の推進」、「教育相談、不登校児童生徒支援事業」
- 3 安全・安心なまちづくりの推進
…「青少年の非行防止に対する啓発活動」、「青少年を守る良好な環境づくり」、「思春期保健対策の推進」、「子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくり」
- 4 要保護児童などへの対策推進
…「児童虐待防止対策の充実」、「障害児施策の充実」、「ひとり親家庭に対する支援」



事業量の見込みと確保方策

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、「教育・保育施設」（保育園等）や「地域子ども・子育て支援事業」を整備し、計画期間中（平成31年まで）における事業量の見込みと、目標として確保する供給量を示します。

保育認定	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要性がない子ども	幼稚園及び認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	保育園及び認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育園及び認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育園及び認定こども園を利用できる家庭

教育・保育の量の見込み

認定区分	見込み (H31年)	確保方策 (H31年)
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	1,042人	1,545人
2号認定（認定こども園及び保育園）	661人	685人
3号認定 【0歳】	158人	162人
（認定こども園及び保育園＋地域型保育） 【1～2歳】	414人	423人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

認定区分	見込み (H31年)	確保方策 (H31年)
1. 利用者支援事業	1か所	1か所
2. 地域子育て支援拠点事業	5,140人回/月	5,280人回/月
3. 妊婦健康診査	6,860人回/年	-
4. 乳児家庭全戸訪問事業	489人	-
5. 養育支援訪問事業等	50人	-
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	18人日/年	26人日/年
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	28人日/週	35人日/週
8. 一時預かり事業（幼稚園在園児）	55,062人日/年	60,000人日/年
（幼稚園在園児以外）	6,390人日/年	7,000人日/年
9. 時間外保育事業（延長保育）	710人	1,230人
10. 病児・病後児保育事業	533人日/年	1,000人日/年
11. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	418人	550人



下松市子ども・子育て支援事業計画【ダイジェスト版】

発行：山口県下松市 子育て支援課
発行年月：平成27年3月

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3
TEL:0833-45-1836 FAX:0833-41-6220

